

日本手話で教育を受ける権利——国際人権法に基づく評価**【文献種別】** 判決／札幌高等裁判所**【裁判年月日】** 令和7年9月11日**【事件番号】** 令和6年（ネ）第229号**【事件名】** 損害賠償請求控訴事件**【裁判結果】** 棄却**【参照法令】** 憲法26条・13条・14条1項、国家賠償法1条1項、子どもの権利条約、障害者権利条約**【掲載誌】** 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25623485

中央大学博士後期課程 関 穂乃佳
中央大学教授 小坂田裕子**事実の概要**

本件は、北海道札幌聾学校小学部に在籍し、または在籍していた先天性聴覚障害のある原告らが、自らの第一言語である日本手話を用いて教育を受ける権利を有すると主張し、札幌聾学校校長が十分な日本手話能力を備えない教員を配置し、その後も適切な対応をしなかったこと（以下、本件対応）について、北海道に対して国家賠償法に基づき損害賠償を求めた事案である。原告らは、(1) 憲法26条、13条、14条の下では日本手話で学習する権利を有し、校長らの裁量権は限定されること、また(2) 入学前に日本手話を基軸とした授業を行う旨の説明がなされていたにもかかわらず、実際にはそのような授業が提供されなかったことが、国家賠償法1条1項の適用上違法であると主張した。これらの主張に対し裁判所は、いずれの主張も認められないとして、一審に続き¹⁾、原告らの請求を棄却した。

判決の要旨**1 争点(1)：憲法適合性審査****(1) 憲法26条について**

裁判所は、「憲法26条1項2項は、国民は学習をする固有の権利を有し、特に子どもは教育を要求する権利を有するとの観念を前提として定められていると解することができる」としつつ、「学習権は、同条項を受けた教育関係法令によって具体的な権利性が定められるもの」とした。

裁判所は、一審判決を引用し、関連国内法及び規則、学習指導要領、国際人権条約、条例において、聴覚障害児が日本手話により授業を受けることができる旨の規定が定められていないと判断した。

札幌聾学校が二言語クラスを設けることにより、日本手話で授業を受ける権利を具体的権利として保障した旨の原告らによる主張についても、札幌聾学校校長が法令と同等の権利を設定することはできないことを根拠に、認められなかった。

次に、裁判所は、本件対応が国賠法1条1項の適用上違法行為に当たるかどうかについて検討した。教員配置の決定については校長に裁量権があると認めるのが相当であるとしつつ、「札幌聾学校校長に裁量権の逸脱濫用がないかどうかは問題になり得る」とした。裁判所は、原告らの担当教員らは、日本手話のほかに、指文字や日本語対応手話、音声言語を用いて授業を行っていることに言及し、控訴人らと担任教員らとの間では一定の意思疎通をすることができたと判断した。さらに、「日本手話による意思疎通がより必要と判断された場合には、日本手話を補助することができる教員を立ち会わせるなどの対応が取られた」。よって、札幌聾学校校長に、裁量権の逸脱濫用を認めなかった。

これに対し原告らは、担当教員が日本手話ができず、授業が成り立たなかったと主張した。裁判所は、意思疎通が難しく授業が進まない状況となった理由には様々な要因が考えられ、教員の日本手話の能力が原因で授業が成り立たないとは直ちに認められないとした。授業を録画した記録に

についても、「教員と控訴人との意思疎通が困難な状況が見られ、授業に支障が生じたことがあったとしても、学校生活の一場面にすぎないのであって、同教諭が担任教員として配置されてからの授業全体を通して検討すべきであり、上記録画記録のみで困難な状況の原因を特定することは相当でない」。したがって、原告らの主張を採用することはできないと判断した。

(2) 憲法 13 条について

裁判所は「個人の言語には人格やアイデンティティとの結び付きがあるとしても、憲法は 26 条において教育を受ける権利として学習権を定めていると解されることは上記のとおりであり、その内容以上に具体的な権利について、憲法 13 条が子どもの学習権等の教育に関する権利を定めていると解することはできない」と判断した。

(3) 憲法 14 条について

裁判所は「日本手話による授業を受ける権利が憲法上及び法令上具体的に定められているといえず、原告らには日本手話で授業を受ける権利について憲法 14 条の対象となる保護法益があるということではできない。また、健常児と聴覚障害児ではその聴覚能力に差があるのだから、これに応じて授業を行うことは、何ら不合理な差別ということもできない」と判断した。

2 争点 (2)：入学前の説明に対する違法性

裁判所は、「国賠法 1 条 1 項適用上の違法行為があるというには、少なくとも、入学前の説明について、具体的な授業内容をほぼ確実に実施すると説明したことを要するものと解するのが相当である」とした。

裁判所は、一審判決を引用し、道教委と札幌聾学校の説明については、違法行為の前提となるような説明があったことは認められなかったが、同聾学校公式ホームページの記載が、「控訴人らの入学前に、控訴人らの父母らに対し、日本手話環境を整え、日本手話を基盤とした教育を行う旨の説明をした」ものであると認めた。しかし、その説明内容は具体的なものではなく、一定の日本手話の能力がある教員を配置すると保障しているものでもないとした。したがって、札幌聾学校校長による当該教員の配置が上記説明に反して違法行為に当たると認めることはできないと判断した。

判例の解説

一 本件における手話の意義と問題の交差性

1 日本手話による教育とろう児の基本的人権

本件は、日本手話を第一言語とするろう児らが原告となった事案であり、日本手話と日本語対応手話の位置付けが争点の一つとなった。日本手話は日本のろうコミュニティの自然言語であるのに対し、日本語対応手話は音声日本語の語順に合わせて手指表現を用いる日本語であり、それぞれ異なる文法を有する²⁾。本件でも、佐野愛子研究者らが日本手話は日本語対応手話とは全く異なる言語であるとの見解を意見書において示している。

ろう児の多くは聞こえる親から生まれることから、家庭内において日本手話に十分接する機会を得られない場合が多い。そのため、学校における教育環境は、聴者の子どもと比較して、ろう児の言語発達及び人格形成により大きな影響を及ぼす。とりわけ、就学前教育や初等教育において日本手話による教育が保障されない場合、ろう児は授業を理解できない可能性が高い。この問題は、ろう児の心的・知的発達や人格形成、書記日本語の習得、周囲の仲間や家族との関係性の構築、社会生活への参加などに有機的に関連し、さまざまな観点から深刻な問題を生じさせる。この点、日本手話による教育は、他の人権を享有するための前提条件として位置付けられ、それゆえ不十分な手話教育環境は、ろう児の将来の可能性を奪う危険性を孕んでいる。

2 関連する国際人権条約

ろう児は、「子ども」であると同時に「障害者」でもあり、特有の脆弱性と権利侵害のリスクに直面する。本件で重要となるのは、この交差性の問題である。

社会権規約 13 条において規定される教育に対する権利は、障害を理由としたいかなる差別もなく、すべての者に対して締約国によって保障されなければならない（社会権規約委員会の一般的意見 20 (2009 年)、para. 28)。この点は、障害者権利条約 (CRPD) 5 条及び 24 条並びに子どもの権利条約 (CRC) 2 条及び 28 条においても確認されている。さらに、CRC 23 条 2 項及び 3 項（特別なケアに対する障害児の権利）は、「障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに

資する方法で当該児童が教育……の機会を実質的に利用し及び享受することができるように」に援助を行うことを締約国に義務付けている。

その上で、CRPDは、ろう児が差別なく教育を受ける権利を実質的に保障するための具体的内容を定める。CRPD24条3項(b)は「手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進を容易にすること」(同30条4項も参照)、同項(c)は「盲人、ろう者、盲ろう者(特に盲人、ろう者、盲ろう者である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること」を、締約国が取るべき措置と規定する。

CRPDは2条において手話を言語と明記しており、本件において日本手話を第一言語とするろう児にとっての「最も適当な言語」は日本手話である。ろう児が選択し、かつ唯一理解できる日本手話を公教育における意思疎通の手段として提供しないことは、CRPD21条(b)と抵触する可能性がある。これは、子どものあらゆる活動において「子どもの最善の利益」を第一に考慮すべきとするCRCの基本原則(3条)に照らしても、看過できない問題である。

二 国際人権法に基づく評価

1 裁判所による条約解釈について

裁判所は、日本手話で授業を受ける権利が具体的権利であるかを判断する際、日本が批准するCRC23条2項及び3項、並びにCRPD24条3項(c)に言及した。

しかし裁判所は、いずれの規定も抽象的な文言を用い、具体的にいかなる方法により教育の機会を保障すべきかについて、また、具体的にいかなる言語並びに意思疎通の形態及び手段で、いかなる環境において教育を行うべきか定めたものではなく、これにより日本手話で教育を受ける権利が具体化されたものとは解されないとし、それ以上解釈に関する議論に立ち入らなかった。

このように条約の規定に抽象的な文言が用いられていることのみをもって原告らの権利及び国家の義務を否定したことは、国際人権基準に照らして是認できない。本来、国内裁判官は国家機関の一部として国際人権規範の名宛人であり³⁾、日本が締約国である条約を解釈する際は、条約機関の

有権的解釈を誠実に考慮する義務を負う。なぜなら締約国は、条約機関に条約の履行監視を行う権限を与えたという行為、及び条約を誠実に遵守する一般国際法上の義務(条約法条約26条)の帰結として、同機関と協力する義務を負うからである⁴⁾。また、条約機関は「徳望が高く」「条約が対象とする分野において能力及び経験を認められ」「個人の資格で職務を遂行する」委員で構成される。このような機関による解釈は、有権的解釈とみなされる⁵⁾。よって裁判所は、一般的意見を含む条約機関の有権的解釈を誠実に考慮しなければならない、もし、それに反する解釈に到達するのであれば、条約法条約31条及び32条上の解釈方法に基づき、相当の理由付けをもって自らの解釈を正当化しなければならない⁶⁾。

2 アクセス権に基づく日本手話による教育を受ける権利

本件は、授業言語が理解できなかったことが第一の問題であることから、教育に対する権利の側面であるアクセス権の観点から裁判所の判断を評価する。

社会権規約委員会の一般的意見13(1999年)に基づけば、「教育施設及びプログラムは、締約国の管轄内において、差別なくすべての者にアクセス可能でなければならない(para.6)」。障害者権利委員会も一般的意見2(2014年)において、教育へのアクセス可能性を促進するために、「ろう児、盲ろう児が用いる適切な言語、コミュニケーションの様式及び手段に特別の配慮を払うべきである(para.39)」と見解を示している。

アクセス権に関する事例は、欧州人権裁判所が扱ってきた。日本は欧州人権条約の締約国ではなく法的拘束力は持たないが、日本の裁判所は、欧州人権裁判所の判例を日本が締約国である人権条約の解釈指針として参照してきた⁷⁾。欧州人権裁判所は、児童は自ら理解できる言語での授業が保障されなければ、アクセス権が保障されているとはいえないとの見解を示してきた⁸⁾。アクセス権は平等及び無差別原則より導かれる権利であり、この見解は、社会権規約やCRC、CRPDにおけるアクセス権にも妥当する考え方であろう。ただし、自ら理解できる言語がいかなる言語であるかについては、個別に検討される必要がある。

本件では、原告らは言語以外のコミュニケーション手段を用いても授業を理解できていなかっ

たと主張した。それにもかかわらず、裁判所は、①指文字や日本語対応手話、音声言語といった幅広いコミュニケーション手段を活用していること、②補助教員を立ち合わせるなどの対応が採られたこと、を理由に原告らの主張を退けた。①については他の手段を用いても授業にアクセスできなかったことを立証するために原告らが提出した録画に対し、裁判所は、「教員と控訴人との意思疎通が困難な状況が見られ、授業に支障が生じたことがあったとしても、学校生活の一場面にすぎず、上記録画のみで困難な状況の原因を特定することは相当でないとした。このような判断の下では、原告による立証はほぼ不可能である。②の対応については、裁判所が事実として認めたように、2週間に満たない限られた期間及び授業の中での措置であり、それによってアクセス権を保障したものと評価することはできない。

したがって、書き言葉を別にすれば日本語しか解することのできなかった原告らは、彼らの言語に適切に特別の配慮が払われなかった結果、教育にアクセスできなかった。

3 日本語能力を備える教員の採用を確保する義務

締約国には、アクセス権を確保するために、原告らに対して日本語で教育を受ける権利を保障する義務が生じる。CRPD9条が求めるアクセス可能性を確保するための事前的措置の観点からは、二言語クラスを設置した時点で、学校側には日本語ができる教員を確保しておく義務があった。また、障害者権利委員会の一般的意見6(2018年)によれば、締約国は「ろう児が教育環境において平等及び無差別を確保されるためには、ろうの仲間やロールモデルとなる成人ろう者とともに学べる、手話言語学習環境が提供されなければならない。教員の手話能力の欠如やアクセスできない学校環境は、ろう児を排除するものであり、差別的であるとみなされる (para. 65)」。つまり、障害者権利委員会の見解に基づけば、教員不足であることをもって日本語による教育を提供しないという裁量の余地を被告側に認めていない。

したがって本件において、十分な手話能力を備える教員の採用は被告(北海道)の義務であり、その不履行は平等及び無差別原則に反する。さらに、ここでいう手話とは、一1で述べたように、原告らの第一言語である日本語であり、日本語

対応手話ではない。本件で裁判所が手話の位置付けを曖昧にしたことは看過できない。

学校全体としての環境整備以外に、特定のろう児から「日本語で教えてほしい」と求められた際には、個別に対応する合理的配慮も問題になりうる(CRPD5条、24条2項(c))。その場合、「過度な負担」に該当するかを証明する責任は、被告側にある。この点を裁判所が厳しく審査せずに「裁量の範囲」としてしまったことも問題である。

本件において、CRPD24条3項(c)に規定される、原告ら「個人にとって最も適当な言語」が日本語であったことは明らかなのであるから、日本は日本語に堪能な教員を配置する義務を負う(同24条4項も参照)。当該義務は、平等及び無差別原則に基づく義務であり、当該義務の不履行は日本の条約違反に相当する。裁判所は、日本語による教育を受ける権利をろう児に保障しないことが、彼らの他の人権を脅かし、将来の可能性を奪うものであることを認識する必要がある。

●—注

- 1) 一審の判例評釈については、杉山有沙「日本語でひと通りの授業を提供しないことの合憲性」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 35号(2024年)33~36頁を参照。
- 2) 日本語と日本語対応手話の相違については、佐野愛子=佐々木倫子=田中瑞穂編『日本語で学びたい!』(ひつじ書房、2023年)を参照。
- 3) 国家機関の責務は、自由権規約委員会の一般的意見31(2004年)によっても再確認されている。「自由権規約の義務一般、とりわけ第2条の義務に、各締約国は丸ごと拘束される。政府の全部門(行政、立法、司法)とその他公的・政府機関は、全国レベル、地域レベル、地方レベル、いかなるレベルにあっても、締約国の責任がかかる立場に置かれる (para. 4)。」
- 4) 高田陽奈子「日本の裁判所における自由権規約の解釈: 国際法上の条約解釈規則の具体的な適用方法、一般的意見の法的意義、そして日本の裁判所による解釈の国際法上の帰結・影響」阪法73巻5号(2024年)145頁。
- 5) 岩沢雄司「自由権規約委員会の規約解釈の法的意義」世界法年報29号(2010年)50~85頁。
- 6) 高田・前掲注4)論文146頁。
- 7) 今井直「国際人権法の国内裁判における適用と子どもの権利条約」『子どもの人権と裁判』(法政大学現代法研究所、1998年)37~40頁。
- 8) Case "Relating to certain aspects of the Law on the Use of Languages in Education in Belgium" v. Belgium (merits) Judgement, 23 July 1968; Case of Valiullina and Others v. Latvia (Application nos. 56928/19 and 2 others), Final 19, February 2024 ほか。